

「会計年度任用職員制度」が施行 改悪とならないよう府教委と交渉しました

【会計年度任用職員の勤務労働条件】

種 別	付 与 日 数	
有給	1 危険回避	必要な時間
	2 服喪休暇	【父母配偶者・子】 7日以内 【祖父母・兄弟姉妹・父母の配偶者・配偶者の父母】 3日以内
	3 妊婦健診	正規職員と同じ。
	4 ドナー	必要な日・時間
	5 産前産後	産前8週、産後8週（多胎16週）
無給	6 育児時間（1歳まで）	1日2回（1回30分）
	7 生理休暇	必要期間（1回2日以内）
	8 病欠休暇（母子保健法規定内）	90日以内
給	9 病欠休暇（8以外）	公 傷 必要期間 公傷以外 90日以内
	10 子の看護	5日以内
	11 短期介護	5日以内
	12 介護休暇	180日以内
	13 介護時間	1日2時間（勤務時間内）

勤務条件		
種 別	勤務条件	任用期間
9 病欠休暇（8以外）	週あたりの勤務 週29時間または 週5日以上	2月以上
10 子の看護	かつ	6月以上
11 短期介護	週3日以上または 年121日以上 等	1年以上
12 介護休暇		
13 介護時間		

採用は「選考」

採用の方法は「面接」です。市町立学校は、各地教委の判断で、教育委員会で一括もしくは各学校の学校長により行うなどしています。

面接の方法は「面接」です。市町立学校は、各地教委の判断で、教育委員会が一括もしくは各学校の学校長により行うなどしています。

2020年4月から施行される「会計年度任用職員制度」とは、非正規職員の新たな任用制度です。対象は、非常勤職員（非常勤嘱託員・非常勤作業員・非常勤講師）です。大阪教職員組合（以下、大教組）は、移行後の勤務労働条件について、改悪とならないよう、大阪府教育委員会（以下、府教委）と交渉しました。内容は、左の表をご覧ください。

別にしぼられるわけでは
ありません。

面接の記録は、原本を
府教委に、写しは府立学
校及び市教委保管とする
としています。

大教組は、「多忙な中
で勤務する講師について、
不安を与えないようしつ
かり周知せよ」「面接の

人事評価の対象となる

日時の設定に配慮せよ」など、対象者に混乱や不安が生じないよう採用・選考の方法、面接について、担当者がきちんと説明するよう、府教委に訴えました。

地公法が改正され、
「会計年度任用職員」、
「任期付職員」が人事評
価の対象となることに伴
い、総務省から「臨時的
任用職員」についても人
事評価の対象とするよう
指導が入りました。これ
まで、府は、臨時的任用
職員については

「人事評価はしない」としていましたが、それを変え、「臨時的任用職員も人事評価を行う」と変更しました。現時点で、人事評価はされませんが、「賃金や再度の任用に影響なし」であることを確認しました。

【人事評価に関する確認事項】

- ・賃金リンクしない。
- ・人材育成の観点で評価、活用する。
- ・再度の任用には影響しない。
- ・評価内容については、任用時に本人に知らせる。（冊子や概要がわかるものを渡す予定）
- ・被評価者の評価について、勤務校が変わっても学校間で評価を伝え合うようなことはしない。

相談は組合へ

採用や人事評価などについて、何か不安なこと納得のいかないことがありましたら、遠慮なく組合にご相談ください。大教組・泉北教組は、これからすべての教職員が働きやすい労働条件を整えていけるように、府教委や地教委と交渉を行っていきます。そんな組合の力量を高めていくためにも、ぜひ組合にご加入ください。

組合加入申込書

泉北教職員組合 執行委員長 宛
泉北教職員組合に加入します。

年 月 日

学校名

氏名

住所

泉北教組に加入して子どもと教育を守ろう！